

令和7年度第2回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日時 令和7年8月28日(木) 13時30分～16時40分

場所 青森市福祉増進センター 3階 大会議室

出席者

- (出席委員) 田中副会長、高橋委員、常田委員、柳谷委員、波田野委員、張間委員、田中(愛)委員、中野委員、狭間委員、野呂委員、木村委員、對馬委員、長谷川委員(13名)
- (欠席委員) 中村会長、前中委員、越膳委員、鈴木委員、藤川委員、小山田委員、長久保委員(7名)
- (事務局) 障がい者支援課 向中野課長、工藤主幹、渡邊主幹、和田主幹、今主査、竹内主査、大久保保健師、松田主事、木立主事(9名)

1 開会

2 協議会副会長挨拶

3 報告事項

(1) 部会の活動状況について

(障がい児部会、相談支援部会、就労支援部会、みんなの未来部会)

配布資料「部会の活動状況」1～4頁について各部長から報告。

【障がい児部会】・・・意見・質問なし

【相談支援部会】・・・意見・質問なし

【就労支援部会】・・・意見・質問なし

【みんなの未来部会】・・・意見・質問なし

(2) 令和7年度青森市障がい者自立支援協議会スケジュール・進め方(案)について

配布資料「資料2 令和7年度青森市障がい者自立支援協議会スケジュール・進め方(案)」について事務局より説明。

《ご意見等》

意見なし

4 勉強会

【講師】金川 洋輔（かながわ ようすけ）氏

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官

障害福祉課 障害福祉専門官（精神障害担当）

【テーマ】「地域における地域生活支援拠点等、相談支援体制の整備推進」

【内容】※配布資料「地域における地域生活支援拠点等、相談支援体制の整備推進」

について以下の内容を講義。加えて、委員及び障害福祉サービス事業者によるペア・グループワークも実施した。

※当日、紙ベースで配布

(1) 障害者総合支援法の改正について

○改正の目的：障害のある方々が希望する地域生活を送れるよう、支援体制を充実させるため。

○主な改正内容

- ・基幹相談支援センターの役割強化：地域の相談支援の中心的な役割を担い、市町村の努力義務とする。
- ・地域生活支援拠点等の整備：緊急時の対応や施設・病院からの地域移行を推進する機能の整備を、市町村の努力義務とする。
- ・自立支援協議会の機能強化：地域の個別事例を共有・検討し、地域課題を抽出する法的根拠が明記された。これにより、協議会の参加者には守秘義務が課せられ、関係機関が協力することを努力義務とする。

(2) 3つの支援機能とその役割

- ①自立支援協議会：個別の支援事例から、地域全体が抱える共通の課題を抽出し、解決策を検討する場。法改正で参加者に守秘義務が明記され、関係機関の協力が努力義務となり、より円滑な情報共有と議論が可能になった。
- ②基幹相談支援センター：地域の相談支援の中心として、個別の支援だけでなく、相談支援従事者への助言や自立支援協議会の運営に関わることで、地域全体の相談支援体制を支える。

③地域生活支援拠点等：

- ・緊急時の対応：予期せぬ事態が起きた際の一時的な宿泊場所の提供や、緊急時の調整を行う。
- ・地域移行の推進：施設や病院から地域へ移る方のために、事前の相談や、地域での生活を体験する機会を提供。
- ・この機能は、単に緊急時だけのものではなく、平時からの相談対応や体験の場を提供することで、緊急事態を未然に防ぎ、地域のセーフティネットとして機能することが強調されている。

(3)地域生活支援拠点等の役割

地域生活支援拠点等は、単独で機能するのではなく、基幹相談支援センター、自立支援協議会と連携して一体的に機能することが重要。具体的には、以下の①から④までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（“多機能拠点”を整備することも可能）。

①相談機能：日常的な相談を受け付け、緊急事態に備えた情報共有や連絡体制を確保。

②緊急時の受け入れ・対応機能：緊急時に一時的な宿泊場所を提供し、必要な支援を行う。

③体験の場の提供機能：施設や病院からの地域移行を検討している方々が、地域生活を体験する機会を提供。

④専門的人材の確保・養成：質の高い支援を行うための人材育成に取り組む。

(4)地域における課題と協力の重要性

青森市における現状の課題として、以下の点を指摘。

- ・マンパワーの不足：事業所の人手不足により、十分な支援が行き届かないことがある。
- ・情報共有の課題：相談支援事業所や通所事業所など、関係機関の間で情報共有が不十分なため、個別の支援が安定して実施できない場合がある。
- ・当事者の意向と支援体制のミスマッチ：当事者が希望する生活と、提供可能な支援にギャップがある。

これらの課題を解決するためには、1つの事業所や法人だけでなく、地域全体で協力し、セーフティネットを構築していくことが不可欠。通所事業所も地域生活支援拠点等の重要な担い手となりうるため、積極的に連携することが求められる。障がいのある方が安心して暮らせる地域社会を築くために、地域生活支援拠点等を核として、関係機関が有機的に連携し、課題解決に取り組むことが重要である。

今日のまとめとして、今回の勉強会を実施した意図は、身近になって考えていないと意味がないということ。自分の街が今どうなっているのか、困ったときにどこに相談していいのかを周りに相談してみしてほしい。話してみると、そんな方法があったのか、こんなやり方があったのかとなるのであれば、周りと共有して欲しい。すぐに答えは出ないかもしれないが、もっと多くの人に聞いてみようとしてほしい。例えば、通院は必要だが、入院治療が必ずしも必要ではないと医療機関から言われている方が、どんな生活支援があったら本人が青森市で暮らしていけるのかとかも考えてみてほしい。

最後にお願ひしいことは、丸投げ・暴走はしないこと。それぞれが、できることをできる範囲でやる。どうせ誰も助けてくれないなら、自分が倒れて限界になるまでやればいいやという暴走はやめてほしい。倒れた後、誰がどうやって引き継ぐのか、残された人がこまにあおもり市第1回協議会の報告や拠点についての部分をいくつか読ませていただいたが、それを読んだときに、現場の人が悲鳴を上げているように感じた。お願ひしている人とお願ひされている人だけがやればいいわけではない。だからと言って、今の仕事の仕方全部変えてくれというわけではない。皆さんのなかで、こういうことだったら協力できるよとか少しでもあるなら言ってほしい。地域生活支援拠点等も“官民協働で”とお願ひをしている。市役所だけで進めようと思っても難しい、皆さんがいないと難しい。逆に、皆さんが市を置いて行っても、それもうまくいかない。なかなか結果が出ず、もどかしいとは思いますが、官民協働で頑張してほしい。青森市に暮らしている障がいのある人たちが、自分たちがしたい暮らしを続けていくためのもの、だれのためにこの話をしているのかというのは意図的に度々振り返ってほしい。

《ご意見等》

(委員) 青森市の良いところや、反対に改善して欲しいところもたくさん出たため、この意見を協議会で吸い上げて、青森市が方針として掲げている“みんなで支え合う”という環境づくりを進めていければいいと思う。

(参加者) 私たちが普段暮らしている中で、気づかない青森市の良いところ・悪いところを深堀できて、多職種の方と意見交換できてよかった。今回のことを「よかったね」で終わるのではなく、この声を次につなげたり、地域で暮らしている色々な方の支えになるような協議会に発展していければいいのではないかなと思う。

5 その他

《ご意見等》

(委員) 青森市営バスが無料になる福祉乗車証には“単独用”と“共通用”があるが、身体障害者手帳第1種、愛護手帳Aの方には共通用の福祉乗車証が交付されている。精神障害者保健福祉手帳の福祉乗車証は単独用のみ。令和7年4月1日から精神障害者保健福祉手帳にも第1種・第2種という鉄道利用に関する障がい者割引が適用された。身体障害者手帳、愛護手帳と同様に、精神障害者保健福祉手帳でも第1種の人には共通用で交付してもらうことはできないか。

(委員) 今年4月から精神障害者保健福祉手帳が変更となり、他自治体でも第1種・第2種に合わせて変えている。青森市でも精神障害者保健福祉手帳を持っている方がほかの手帳を持っている方と同様に利用できるように前向きに検討してほしい。

(事務局) 福祉乗車証は、障がい者バス料金無料対策事業で実施しているもの。身体障害者手帳第1種、愛護手帳A判定の方については共通用で交付している。精神障害者保健福祉手帳所持者への共通用の交付については、第1種・第2種の区分が設けられていなかったため単独のみの交付をしていたが、本年の4月から対象を拡大していることから、ご意見を持ち帰り、今後対応を検討していく。

(委員) 在宅ワークでパソコン業務を行っている方が、進行性の疾患で、車いすを利用している。食事・排泄・入浴は全介助の状況。対象者の勤務中の介助を母親がしていたが、母親が病気により介助できない状況となった。代わりに父親がサポートしているが限界がある。そのため、青森市に勤務中の居宅介護の利用を相談したが「駄目だ」と言われた。入所やグループホームに入る選択肢もあると思うが対象者の要件を満たすグループホームがなかなか見つからない。本人から勤務中の居宅介護を認めてもらえないかという希望があり、今の生活を続けていく、安易に社会的な入院を目指さないということを考える必要もあると思う。他県、他市では勤務時間中の居宅介護の利用が認められているが、なぜ青森市では認められないのか。

(事務局) この場で答えることはできないが、制度的な面で、他市で認められていて、青森市で認められないのは違和感がある。制度を確認したうえで返答する。

(委員) 今日の勉強会の内容について更に考えを深められる場があるので情報提供。9月19日（金）・20日（土）にチイクラフォーラム10というものを大宮駅前にあるソニックシティで開催する。金川専門官他、様々な地域の実践者が登壇し講義をする。事務局からメールでデータを送るため内容を確認し、興味があればぜひ参加して欲しい。

(委員) 病院から、在宅の方で急に動けなくなった方がいるため、障がい者手帳の取得から障害福祉サービスの調整までお願いできないかとの依頼があった。本人は家で暮らしたい希望があった。身体障害者手帳の申請、ベッド、おむつ等の日常生活用具の申請、車いす等の補装具の申請、障害支援区分の申請等、色々な手続きを並行して行う際に、障がい者支援課の中で、業務ごとに担当職員が違うため、何度も同じ説明を一からする必要はある。私もこれですべての手続きが済んだのか、漏れがないのか確認しなければいけない。本来は、事業を横断的に整理して調整できる地区担当がいるのが望ましいが現状は難しいと思う。今回のように緊急の支援が必要な時に行政側で誰に相談したらいいのか整理し、外部（相談支援事業所や病院等）が分かるように周知して欲しい。

(事務局) 次回、第3回協議会は11月下旬から12月の間で開催することを予定している。

6 閉会

以上